

第5次障害者基本計画(国計画)の11施策から見た市事業の整理

(国)11施策分野	障害者基本法	障害者権利条約	国施策	国施策 概要 ※下線部は、市が関係する内容	現行計画における市取組内容	新計画で新たに記載する項目(案)
1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	第23条	第10,12,14,16条	1 権利擁護の推進、虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>障害者虐待防止法等に関する積極的な広報・啓発活動を行う</u> ・<u>障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置や従事者への虐待の防止のための研修の実施、虐待防止責任者の設置を徹底し、虐待の早期発見や防止に向けて取り組む。</u> ・<u>意思決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進める。</u> 	<p>成年後見制度について、障害福祉の現場で働く職員等に対し制度の周知を行うことにより、利用の必要性についての理解を広め、制度利用を必要とする方を把握し、対応の充実を図ります。</p> <p>虐待の予防と早期発見を図るため、障害者虐待防止法の理解促進と、虐待に関する通報義務の周知を行い、迅速かつ適切な対応の強化を引き続き実施します。</p>	
			2 障害を理由とする差別の解消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>障害者差別解消法改正法の円滑な施行に向け、事業者が適切に対応できるよう必要な取組を行う。</u> 	<p>障害のある人への差別解消と合理的配慮について、本人及び関係者を含めたすべての市民の理解促進に向けた取組を、佐倉市障害者差別解消支援地域協議会や関係機関と連携し推進します。</p>	
2 安全・安心な生活環境の整備	第20,21条	第9,19,20,28条	1 住宅の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域生活支援拠点等の整備を図る。</u> ・<u>「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進</u> ・<u>住宅セーフティネット制度の活用を推進し、民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進</u> 	<p>緊急時や親亡き後の障害のある人の生活を支えるため、地域生活支援拠点の整備を進めます。あわせて、重度障害のある人の地域生活を可能とする住まいについて研究し、基盤づくりを推進します。</p>	<p>地域生活支援拠点等の充実</p> <p>セーフティネット住宅等の活用を推進</p> <p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステム</p>
			2 移動しやすい環境の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・ハード面における公共交通機関のバリアフリー化を推進 ・「心のバリアフリー」を始めソフト面における公共交通機関のバリアフリー化を推進 	<p>重度障害のある人の移動手段の確保策の1つとして、タクシー利用助成等の社会参加支援事業を継続します。また、障害種別に関わらず外出時に支援の必要な方へ、引き続き移動支援サービスの提供を行います。さらに、バリアフリー新法や千葉県福祉のまちづくり条例に準拠して、ユニバーサルデザインによる安全で快適な歩行環境整備などの推進について関係機関と連携します。</p>	
			3 アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>建築物、官庁施設、都市公園のバリアフリー化</u> ・日常生活製品のバリアフリー化 ・安心したサービス利用への事業者への周知 		
			4 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>心のバリアフリーの推進</u> ・福祉医療施設の市街地への立地 ・視覚障害者誘導用ブロックの整備、音響式信号機等の設置 ・ICTを活用した歩行者移動支援 		<p>心のバリアフリー</p> <p>視覚障害者誘導用ブロックの整備</p>

(国)11施策分野	障害者基本法	障害者権利条約	国施策	国施策 概要 ※下線部は、市が関係する内容	現行計画における市取組内容	新計画で新たに記載する項目(案)
3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	第22条	第9,21,24条	1 情報通信における情報アクセシビリティの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等の企画、開発及び提供 ・ICTサポートセンターの設置や、障害者に対しICT機器の操作についての支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣等 ・電話リレーサービスの認知及び理解を図る。 		<div data-bbox="1675 268 2186 316" style="background-color: #4a90e2; color: white; padding: 5px; text-align: center;">電話リレーサービスの周知</div>
			2 情報提供の充実等	<ul style="list-style-type: none"> ・放送事業者の字幕放送、解説放送、手話放送等の普及 ・字幕(手話)付き映像ライブラリー等の制作及び貸出し ・手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、相談等 ・電子書店、電子図書館、出版社その他の関係事業者への普及啓発等 		<div data-bbox="1675 501 2186 549" style="background-color: #4a90e2; color: white; padding: 5px; text-align: center;">読書バリアフリー法による取組</div>
			3 意思疎通支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者等の派遣 ・日常生活用具の給付 ・意思疎通に困難者の意思や要求を正しく理解してもらうための絵記号等の普及 		<div data-bbox="1675 708 2186 756" style="background-color: #4a90e2; color: white; padding: 5px; text-align: center;">手話通訳・要約筆記の派遣</div> <div data-bbox="1675 788 2186 836" style="background-color: #4a90e2; color: white; padding: 5px; text-align: center;">コミュニケーションボード等の活用検討</div>
			4 行政情報のアクセシビリティの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・字幕・音声等の適切な活用や、知的障害者、精神障害者等にも分かりやすい情報の提供 ・行政情報の電子的提供の充実(みんなの公共サイト運用ガイドライン) ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実 		<div data-bbox="1675 884 2186 932" style="background-color: #4a90e2; color: white; padding: 5px; text-align: center;">アクセシブルな行政情報の発信</div> <div data-bbox="1675 948 2186 995" style="background-color: #4a90e2; color: white; padding: 5px; text-align: center;">市ホームページの充実・向上</div> <div data-bbox="1675 1011 2186 1059" style="background-color: #4a90e2; color: white; padding: 5px; text-align: center;">本計画の「わかりやすい概要版」を作成</div>
4 防災、防犯等の推進	第22,26,27条	第9,11条	1 防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画等の作成、防災訓練の実施等の取組を促進 ・要配慮者利用施設が立地する土砂災害対策 ・災害発生時等の障害者に対する適切な情報伝達 ・避難確保計画、非常災害対策計画、業務継続計画、個別避難計画等の各種計画の策定 ・緊急通報システムの普及啓発 ・在宅に留まる障害者への支援方法を紹介しているリーフレットの周知 ・停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置等を整備 	<p>様々な困難が予想される避難所での生活に備え、障害のある人が障害特性に合わせた支援を受けられるよう、自ら必要な支援を発信できる仕組みや事前の準備、確認事項を整理できるマニュアルの導入を進め、災害時における情報保障、コミュニケーション保障を含めた支援の提供に配慮します。</p>	<div data-bbox="1675 1171 2186 1219" style="background-color: #4a90e2; color: white; padding: 5px; text-align: center;">防災対策の強化</div>
					<p>災害時における安否確認の手段や避難支援についての検討を行うため、避難行動要支援者名簿に登載されている支援を必要とする障害のある人の実態把握をして、自治会や防災組織、地区社協等と連携し、対応できるよう努めます。</p>	<div data-bbox="1675 1299 2186 1347" style="background-color: #4a90e2; color: white; padding: 5px; text-align: center;">緊急通報システムの周知、啓発</div>

(国)11施策分野		障害者基本法	障害者権利条約	国施策	国施策 概要 ※下線部は、市が関係する内容	現行計画における市取組内容	新計画で新たに記載する項目(案)
4	防災、防犯等の推進	第22,26,27条	第9,11条	2	東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進 ・被災地の障害福祉サービス事業者に対する支援 ・被災地における雇用情勢を踏まえ、産業政策と一体となった雇用の創出		
				3	防犯対策の推進 ・文字等で警察に通報できる「110番アプリシステム」を運用しているほか、電話リレーサービスを利用した手話による110番通報の推進 ・警察職員に対し障害及び障害者に対する理解を深めるための研修の充実		緊急通報支援ツールの周知
				4	消費者トラブルの防止及び被害からの救済 ・障害者等の消費者被害防止のための見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)の設置を促進 ・消費生活センター等におけるメール等での消費生活相談の受付		
5	行政等における配慮の充実	第28,29条	第13,14,29条	1	司法手続等における配慮等 ・手話通訳の利用を含め、刑事事件における運用において手続上の配慮 ・罪を犯した知的障害者等の社会復帰の障害となり得る法的紛争の解決等に必要な支援 ・日本弁護士連合会や法テラス等と連携の下、障害者に対する配慮・支援の充実		
				2	選挙等における配慮等 ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実 ・投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保 ・投票管理者が認めた者は投票所に入ることができることの周知		アクセシブルな行政情報の発信
				3	行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等 ・合理的配慮(合理的配慮)を行うとともに環境の整備を進める。 ・必要な研修を実施し、窓口等における障害者への配慮の徹底を図る。 ・情報提供等を行う際には、字幕・音声等の適切な活用や、知的障害者、精神障害者等にも分かりやすい情報の提供	障害のある人への差別解消と合理的配慮について、本人及び関係者を含めたすべての市民の理解促進に向けた取組を、佐倉市障害者差別解消支援地域協議会や関係機関と連携し推進します。	必要な合理的配慮に関する職員研修 アクセシブルな行政情報の発信
				4	国家資格に関する配慮等 ・高等教育機関に対し、入学試験の実施等において合理的配慮の提供等を促す		

(国)11施策分野	障害者基本法	障害者権利条約	国施策	国施策 概要 ※下線部は、市が関係する内容	現行計画における市取組内容	新計画で新たに記載する項目(案)
6 保健・医療の推進	第14,17,23,31条	第12,14,19,25,26条	1 精神保健・医療の適切な提供等	<ul style="list-style-type: none"> ・入院中の精神障害者の早期退院(入院期間の短縮)及び地域移行を推進し、社会的入院を解消 ・<u>地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実</u> ・<u>「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築</u> 		<div style="border: 1px solid black; background-color: #ADD8E6; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(再掲)</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #ADD8E6; padding: 5px;">精神障害者相談支援の確保</div>
			2 保健・医療の充実等	<ul style="list-style-type: none"> ・国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、重度・重複障害者等に対して医療から職業訓練・社会生活にかけて一貫した支援を提供する ・歯科医療を受けることが困難な障害者に対する歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図る取組を進める。 		
			3 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病等の病因・病態の解明、予防、治療等に関する研究開発を推進する。 		
			4 保健・医療を支える人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・医師・歯科医師の養成課程で、障害者に対する医療等の教育の充実を図り、障害に関する理解を深めるなど、資質の向上に努める ・発達障害の診療・支援ができる医師の養成を図るとともに、巡回支援専門員等の支援者の配置の促進 		
			5 難病に関する保健・医療施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者の実態把握、病因・病態の解明、画期的な診断・治療法の開発を推進する ・ピアサポート等を行う難病相談支援センターを中心とし、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進 		
			6 障害の原因となる疾病等の予防・治療	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児聴覚スクリーニング等の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図る 		
7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	第14,17,23条	第12,19,20,23,26,28条	1 意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及 ・<u>知的障害又は精神障害により判断能力が不十分な者による成年後見制度の適切な利用を促進</u> 	成年後見制度について、障害福祉の現場で働く職員等に対し制度の周知を行うことにより、利用の必要性についての理解を広め、制度利用を必要とする方を把握し、対応の充実を図ります。	

(国)11施策分野	障害者基本法	障害者権利条約	国施策	国施策 概要 ※下線部は、市が関係する内容	現行計画における市取組内容	新計画で新たに記載する項目(案)
7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	第14,17,23条	第12,19,20,23,26,28条	2 相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの必要性を周知し、その設置を促進 ・ペアレントメンターの養成 ・高次脳機能障害児者への支援について、地域の支援拠点に相談支援コーディネーターを配置 ・難病相談支援センター等による相談・支援 ・ピアサポーターの育成を行うとともに、ピアカウンセリング、ピアサポート体制の強化等による当事者等による相談活動のさらなる拡充 	委託相談支援事業所連絡会の定期的な開催や、関係機関連絡会との情報共有により、 障害福祉サービス事業所間のネットワークづくり に取り組み、相談体制の充実を図ります。	
			3 地域移行支援、在宅サービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実 ・自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実 ・地域生活支援拠点等の整備、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進 	障害のある人や家族に向けて ピアサポーターを講師 とした講座を開催し、障害特性や支援方法についての理解促進を図ります	地域生活支援拠点等の充実
			4 障害のある子どもに対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等訪問支援事業の活用等により、障害児の保育所での受入れを促進 ・障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業以降も一貫した効果的な支援 ・児童発達支援センターについて、障害の重度化・重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化 ・障害児においても、子どもの意思形成支援を含む意思決定支援等に配慮しつつ必要な支援等が行われることを推進 	様々なライフステージの変化に対応した支援を継続して行えるよう、 ライフサポートファイルの活用 手順を整理し、関係機関との連携した支援につなげます。	医療的ケア児の受入体制の整備
			4 障害のある子どもに対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等訪問支援事業の活用等により、障害児の保育所での受入れを促進 ・障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業以降も一貫した効果的な支援 ・児童発達支援センターについて、障害の重度化・重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化 ・障害児においても、子どもの意思形成支援を含む意思決定支援等に配慮しつつ必要な支援等が行われることを推進 	年齢・発達等に応じた相談支援の充実及び、医療機関や保育施設等の関係機関との連携を強化するため、 療育支援コーディネーターによる支援 を継続します。	児童発達支援センターの専門的機能の強化
			5 障害福祉サービスの質の向上等	<ul style="list-style-type: none"> ・条約などを踏まえ、共生社会の理念を理解するような研修実施 ・苦情解決の推進、事業者による自己評価や外部評価など、質の評価の取組の推進等 ・意思決定支援ガイドラインの普及 	医療的ケア児支援のために、家族、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るため療育・教育支援部会内の「医療的ケア児等の暮らしを考える作業部会」での協議を維持し、乳幼児期から学齢期、青年期に至るまで、発達段階に応じた適切な支援が受けられる体制を構築していきます。併せて身近で支える家族への レスパイトケアや相談などの家族支援 に関する協議も継続していきます。	

(国)11施策分野	障害者基本法	障害者権利条約	国施策	国施策 概要 ※下線部は、市が関係する内容	現行計画における市取組内容	新計画で新たに記載する項目(案)
7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	第14,17,23条	第12,19,20,23,26,28条	6 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具に関する情報の提供や相談窓口の整備を推進 身体障害者補助犬の育成と普及啓発 安全・安心な生活に向けた支援のためのロボット技術等の研究開発を推進 		
	第14,17,23条	第12,19,20,23,26,28条	7 障害福祉を支える人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の福祉専門職の養成及び確保 相談支援の質の向上を図る観点から、地域の中核的な役割を担う主任相談支援専門員の養成を推進 	教育現場や障害福祉施設等と協力し、 学生等の幅広い福祉活動への参加を支援 し、働くことへの関心が高まるよう努めます。 また、当事者家族を含め障害を理解する市民が 障害のある人の支援活動に参加できるように関係機関と連携 し検討します。	
8 教育の振興	第16,17条	第24,30条	1 インクルーシブ教育システムの推進	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある幼児児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進める 学校の教育活動全体を通じた障害に対する理解の促進 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築 障害の状態や教育的ニーズ等を把握し、それに応じて設置者・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定・提供されることが望ましいことを引き続き周知 	<p>児童・生徒を対象とする学習プログラムの作成(交流及び共同学習)を行い、関係機関と連携し、教育現場での福祉学習の推進を支援します。</p> <p>専門機関と連携し、地域や企業等を対象にデリバリー講座を実施し、障害に関する正しい知識の普及促進に努め、障害の理解を深めます。</p> <p>小学生の福祉教育の教材として活用できるパンフレットの作成を行い、障害への理解促進を図ります。</p>	<div data-bbox="1668 598 2184 646" style="background-color: #4a90e2; color: white; padding: 5px; text-align: center;">医療的ケア児への通園・通学の支援</div>
			2 教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育のセンターとしての機能を充実 各地方公共団体における特別支援教育支援員の配置の促進 学校施設における令和7(2025)年度末までの5年間の緊急かつ集中的なバリアフリー化の整備目標を踏まえ整備を推進 		<div data-bbox="1668 1069 2184 1117" style="background-color: #4a90e2; color: white; padding: 5px; text-align: center;">学校施設のバリアフリー化</div>
			3 高等教育における障害学生支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、各大学等における相談窓口の統一 大学等の入試における合理的配慮を含めた必要な配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況等に関する大学等の情報公開を促進 		

(国)11施策分野	障害者基本法	障害者権利条約	国施策	国施策 概要 ※下線部は、市が関係する内容	現行計画における市取組内容	新計画で新たに記載する項目(案)
	第16,17条	第24,30条	4	<p>生涯を通じた多様な学習活動の充実</p> <p>・社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、効果的な学習や支援の在り方等に関する研究や成果普及等を行う。 <u>・障害者の読書環境の整備を促進するとともに、図書館サービス人材等の育成を図る。</u></p>		<p>読書バリアフリー法による取組</p>
9	第15,18,19,23,24条	第19,24,26,27,28条	1	<p>総合的な就労支援</p> <p>・ハローワーク他、地域の関係機関が連携した雇用前から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援 ・トライアル雇用の推進 ・就労移行支援事業所等において、積極的な企業での実習や求職活動の支援(施設外支援)等の推進を図る。</p>	<p>障害のある人の就労促進や定着支援のため、就労に必要な職場環境の整備や、必要な支援体制づくりについて、産業界と福祉分野の連携について検討を進めます。</p>	
			2	<p>経済的自立の支援</p> <p><u>・受給資格を有する障害者が、制度への理解が十分でないことにより、障害年金を受け取ることができないことのないよう、制度の周知に取り組む。</u> ・国や政府関係法人が所有・管理する施設の利用等に当たり、その必要性や利用実態を踏まえながら、利用料等に対する減免等の措置を講ずる。</p>		
			3	<p>障害者雇用の促進</p> <p>・精神障害者の雇用の義務化を踏まえ、精神障害者の雇用の促進のための取組を充実 ・ハローワークによる指導などを通じ、法定雇用率の達成に向けた取組の推進 <u>・知的障害者等を雇用し、1～3年の業務を経験するチャレンジ雇用の推進</u> ・もにす認定制度により、個々の中小事業主における障害者雇用の取組を促進</p>	<p>障害のある人の就労促進や定着支援のため、就労に必要な職場環境の整備や、必要な支援体制づくりについて、産業界と福祉分野の連携について検討を進めます。</p>	<p>佐倉市役所でのチャレンジ雇用の推進</p>
			4	<p>障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保</p> <p>・精神障害者に対する就労支援に当たっては、医療機関等と十分な連携を図る <u>・障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入(調達)を推進</u> <u>・農業に取り組む障害者就労施設や企業等に対する情報提供、6次産業化支援等を通じて、農業分野での障害者の就労支援を推進</u></p>	<p>引き続き、障害者優先調達法に基づき、物品等の発注を推進しつつ、更なる障害者就労施設の受注拡大に向け、関係機関との連携により、作業内容や工程、料金体系を見える化し、発注に必要な情報を効果的に発信する等、民間からの受注拡大に向けた仕組みづくりの構築を進めます。 農業従事者との連携を今後も継続し、イベントを通じた商品販売の場を設け、ユニバーサル農業の充実に努めます。 また、地域の催し物への参加等が、関係団体の協力を得て広く活動していくことにより、事業の普及・啓発に努めます。</p>	<p>障害者優先調達推進法の取組</p>
9			5	<p>一般就労が困難な障害者に対する支援</p> <p><u>・共同受注化の推進等、就労継続支援事業所等における工賃の向上に向け、官民一体となった取組を推進</u></p>		

(国)11施策分野	障害者基本法	障害者権利条約	国施策	国施策 概要 ※下線部は、市が関係する内容	現行計画における市取組内容	新計画で新たに記載する項目(案)
10 文化芸術活動・スポーツ等の振興	第25条	第30条	1 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の文化芸術活動に対する支援や、障害者の優れた芸術作品の展示等の推進 ・障害者の生活と社会を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与するため、障害者芸術・文化祭を開催 ・障害者の読書環境の整備を促進するとともに、図書館サービス人材等の育成を図る。 	<p>障害のある人が参加可能なスポーツ・文化活動を行う市内団体の情報を把握し、情報提供を行うことで、活動への参加を支援します。 また、スポーツイベントや文化展を開催し、交流と社会参加を促進します。</p> <p>障害のある人とない人が、ともに活動する場を設け、交流を通じて障害や障害のある人への理解促進を図ります。</p> <p>引き続き、佐倉市障害者総合支援協議会等の関係機関と連携し、障害についての理解を促進するための講演会等を、障害者週間に実施します。 また、市広報などの情報伝達手段を活用した事業の周知を行い、関心を高めることで障害への理解を図ります。</p>	読書バリアフリー法の取組
			2 スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の有無にかかわらず誰もが障害者スポーツに親しめる機会をつくり、パラリンピック等の障害者スポーツの振興を図る。 	<p>障害のある人とない人が、ともに活動する場を設け、交流を通じて障害や障害のある人への理解促進を図ります。</p>	
11 国際社会での協力・連携の推進	第30条	第31,32条	1 国際社会に向けた情報発信の推進等	<ul style="list-style-type: none"> ・国の障害者施策について、その特徴や先進性に留意しつつ、対外的な情報発信を推進する。 ・障害者権利委員会を始めとする国際機関や外国政府等の障害者施策に関する情報の収集及び提供に努める。 		
			2 国際的枠組みとの連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・条約の締約国として、障害者権利委員会による審査等に適切に対応する。 ・SDGsの達成のため、障害者を含めた「誰一人取り残さない」取組を推進する。 		
			3 政府開発援助を通じた国際協力の推進等	<ul style="list-style-type: none"> ・開発協力の実施に当たっては、相手国の実情やニーズを踏まえるとともに、障害者を含む脆弱な立場に置かれやすい人々に特に焦点を当て、相手国において我が国の理念が理解され、浸透するように努め、国際社会における主流化を一層推進する。 		
			4 障害者の国際交流等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者団体等による国際交流や障害分野において社会活動の中核を担う青年リーダーの育成を支援する。 ・広報文化外交の観点から、障害者の文化芸術活動を含む日本の多様な魅力の発信に努める。 		